

自記高度記録計の取り扱い規則

一般財団法人 日本航空協会

制定：1995年(H7) 2月28日

改定3：2013年(H25) 10月1日

航空スポーツ活動（記録、技能検定、競技会）で使用する自記高度記録計（以下「自記高」）について、日本航空協会（以下「航空協会」）が定めている「自記高度計の登録および型式認定に関する規則」の制度を改定し、2013年10月1日よりその定めを以下の通りとする。

1. 登録

航空協会へ自記高の登録を行なわなくてもよい。

2. 使用する自記高の型式と精度の確認

- (1) 使用する型式の確認については、FAIスポーツ規程にて定められたもの、もしくは、2010年3月以前に航空協会が認定し登録したものを使用すること。
なお、上記に該当しない自記高については、航空協会に申し出て使用について承認を受けること。
- (2) 使用に際しては、公式立会人や技能検定試験員が型式と精度を確認すること。
なお、精度の確認においては、本規則「3. 精度証明」で定める内容を満たしていること。
- (3) ただし海外で、その国のNAC (National Airsport Control) が認める場合はこの限りではない。

3. 精度証明

精度の証明は、2010年3月以前に航空協会が指定した検査機関、及び公的機関が認定する検査機関、または当該自記高度計の製造会社が1年以内に発行した成績表（検査成績表および誤差補正表を含む）によって行うものとする。ただし、IGC(International Gliding Commission)またはその他のFAI委員会が認めた電子式自記高度記録計やGNSS Flight Recordersの場合は5年以内に発行した成績表によって行ってもよい。

注)・高度の日本または世界記録証明のためには、上記に加え飛行後1ヶ月以内(電子式自記高度記録計やGNSS Flight Recordersは2ヶ月以内)の検査が必要です。

- ・記録飛行の場合はFAIスポーツ規程が優先するので各種目別規定最新版を確認すること。

付則 本規則は2013年10月1日から発効とする。

改定履歴

改定1：2001年(H13)11月27日

海外で飛行した場合、当該国のNACが認める場合は本規則の適用外とする。

IGCまたは他のFAI委員会が認めた電子式自記高度記録計やフライトレコーダーの成績表は、その有効を2年とする。

改定2：2010年(H22)4月1日

自記高度記録計の日本航空協会への登録制度を廃止し、FAIで定める最新の機器をそのまま認める制度の全面改定。

改定3：2013年(H25)10月1日

IGCまたは他のFAI委員会が認めた電子式自記高度記録計やフライトレコーダーの成績表の有効期間を5年以内また同機器使用時の高度記録飛行後の検査期間を2ヶ月以内とする。記録飛行の場合はFAIスポーツ規程が優先することを明記。